

奈良県土木部建設工事  
総合評価落札方式ガイドライン  
(平成22年度版)

平成22年6月

奈良県土木部技術管理課

## 目 次

1. 総合評価落札方式の概要・意義	．．．．．	P.1
2. 標準的な実施手順	．．．．．	P.2
3. 実施手順ごとの解説	．．．．．	P.3
4. 総合評価落札方式の選択	．．．．．	P.5
5. 評価項目・評価内容・配点等	．．．．．	P.6
6. 技術提案書の審査	．．．．．	P.8
7. 評価方法	．．．．．	P.9
8. 技術対話等（高度技術提案型）	．．．．．	P.9
9. 契約後の措置	．．．．．	P.10
10. 情報公開	．．．．．	P.10

## 1. 総合評価落札方式の概要・意義

公共工事の入札に関しては、これまで、価格のみによる競争が中心であったが、厳しい財政状況などにより公共投資が減少する中で、価格競争が激化し、近年、低価格での入札やくじ引きによる落札者の決定が急増している。

これに伴い、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請負業者や労働者へのしわ寄せ等により、公共工事の品質低下が懸念されている。

公共工事の品質確保を図るためには、技術的能力を有する者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮して、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、公共工事の品質を確保することが重要である。

このような背景のもと、平成17年4月1日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行され、同法第8条第1項に基づき、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が平成17年8月に閣議決定されたところである。

その基本方針の中で「技術提案を求めた場合の契約の相手方の決定に当たっては、価格と技術提案の内容等を総合的に評価しなければならない」となっており、また、地方自治法施行令第167条の10の2第1項には、「予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とする事ができる」と示されていることから、これらを踏まえて、奈良県土木部が入札を行う建設工事（特に一般競争入札工事）においては、段階的に総合評価落札方式の導入を促進する必要があると考えている。

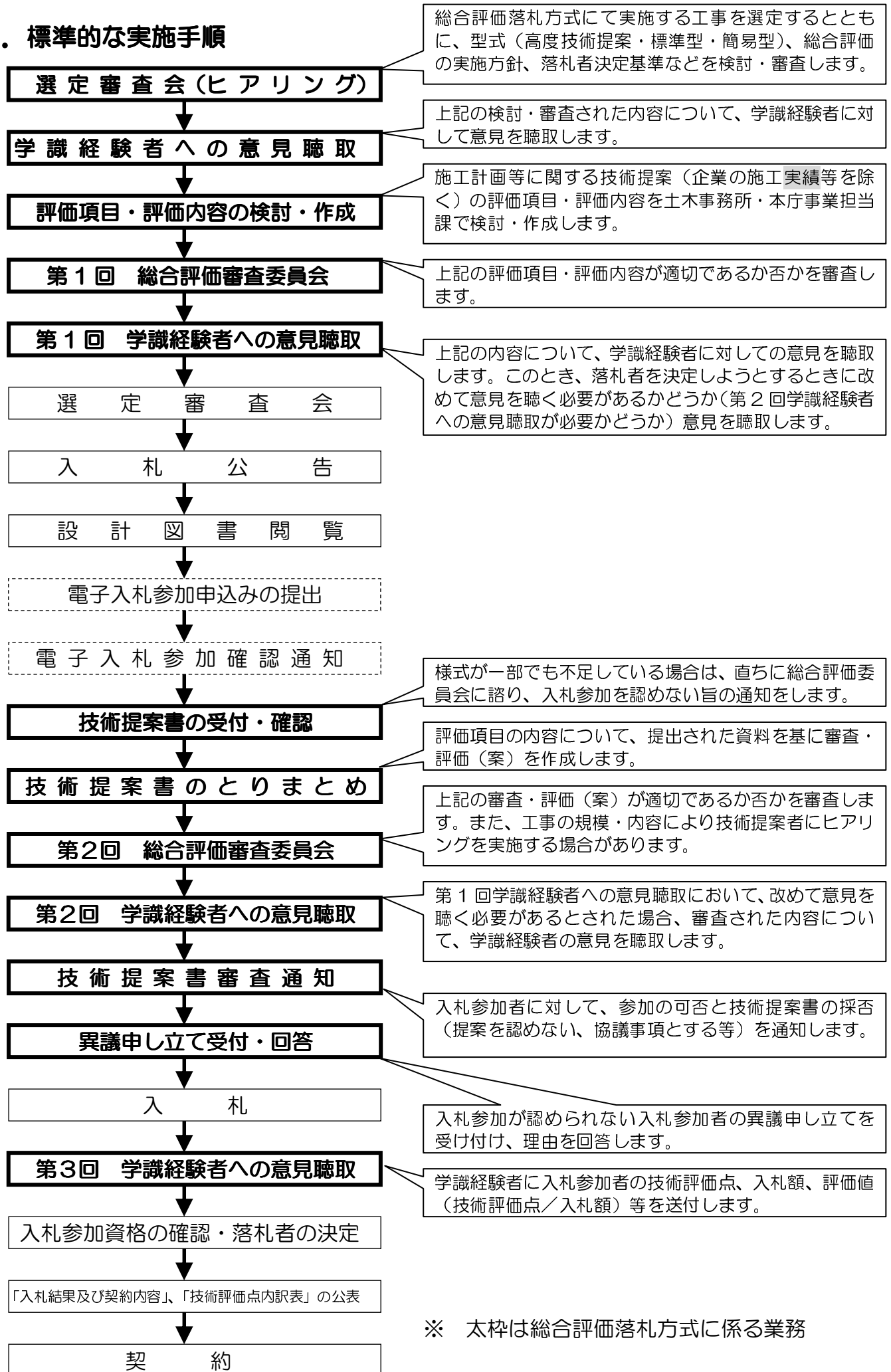
本ガイドラインは、今後とも多方面からの意見等を考慮するとともに、各法令の改正等に合わせて改正することとしており、実施方針、評価方法の改善・向上、さらには、事務処理の軽減を図るものとしている。また、総合評価落札方式を実施するに当たり、入札参加者が入札までの具体的な流れを理解できるようにするためのものであるとともに、市町村においても総合評価落札方式を拡大していく必要があることから、本ガイドラインがその一助となることを期待するものである。

### 奈良県総合評価落札方式の実施方針

本県土木部で総合評価落札方式により入札を実施する建設工事は下記のとおりである。

- (1) 原則、予定価格5千万円以上の建設工事及び予定価格1千万円以上の舗装工事
- (2) 予定価格2千万円以上の土木一式工事及び建築一式工事（格付けBランクの工事）で試行
- (3) 予定価格8百万円以上の土木一式工事（格付けCランクの工事）で試行
- (4) 予定価格1千万円以上の「道路標識」、「区画線、道路標示」で試行
- (5) 上記の他、土木部が総合評価落札方式を実施することが適切と認める工事

## 2. 標準的な実施手順



### 3. 実施手順ごとの解説

#### (1) 総合評価落札方式の適用

- ・ 予定価格が5千万円以上の建設工事は、原則としてすべての工事に適用する。型式は、工事の特性（技術的な工夫の余地）に応じて、高度技術提案型、標準型、及び簡易型より選択するものとする。
- ・ 予定価格が1千万円以上の舗装工事についても、原則すべての工事において実施する。型式は、標準型及び簡易型とする。
- ・ 予定価格2千万円以上の土木一式工事及び建築一式工事（格付けBランクの工事）で試行する。型式は、原則として簡易型とする。
- ・ 予定価格8百万円以上の土木一式工事（格付けCランクの工事）で試行する。型式は、原則として簡易型とする。
- ・ 予定価格1千万円以上の「道路標識」、「区画線、道路標示」で試行する。型式は、標準型及び簡易型とする。

#### (2) 総合評価落札方式の型式と分類

- ・ 総合評価落札方式は「簡易型」、「標準型」、「高度技術提案型」の3型式とする。「簡易型」は簡易型①、簡易型②、簡易型③の3タイプに細別する。また「標準型」は標準型①（WTO）、標準型①、標準型②、標準型③の4タイプに細別する。
- ・ 工事の発注分野は「一般土木等」、「PC橋・鋼橋・水門」、「舗装」、「建築」、「土木設備・建築設備」、「下水道設備」、「交通安全施設」に分類する。

#### (3) 加算点（技術提案書の点数）の設定

- ・ 高度技術提案型の加算点は「70点」とする。
- ・ 標準型①（WTO）及び標準型①の加算点は「50点」、標準型②の加算点は「40点」、標準型③の加算点は「34点」とする。
- ・ 簡易型①の加算点は「22点」、簡易型②の加算点は「17点」、簡易型③の加算点は「11点」とする。

#### (4) 選定審査会の役割及び学識経験者への意見聴取

- ・ 選定審査会は、総合評価落札方式による入札を行うことの適否を決定するとともに各工事の総合評価落札方式のタイプを工事内容、工事規模等を考慮し決定する。
- ・ 選定審査会は、総合評価落札方式の実施方針、落札者決定基準や技術提案書の審査方法を検討・審査する。
- ・ 総合評価審査委員会事務局（技術管理課）は、上記の内容について学識経験者の意見を聴取する。
- ・ 学識経験者の意見聴取は、工事発注案件ごとに行うものとする。

#### (5) 施工計画等技术提案の評価項目・評価内容（案）の作成

- ・ 企業の施工実績等を除く技術提案を求める内容（案）（施工計画の評価項目・評価内容等）は、担当事務所及び本庁事業担当課で工事内容、工事規模、現地条件等を考慮し作成する。

#### (6) 第1回総合評価審査委員会の開催及び学識経験者への意見聴取

- ・ 総合評価審査委員会は、評価項目・評価内容（案）、配点及び配置予定技術者の実績（同種工事の要件）について、審査する。

- ・ 総合評価審査委員会事務局（技術管理課）は、上記の内容について学識経験者の意見を聴取する。このとき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについても意見を聴取する。

#### **(7) 入札公告**

- ・ 入札執行者は、入札公告及び入札説明書において、落札者決定基準（技術提案各評価項目の評価基準）を明示する。

#### **(8) 設計図書閲覧**

- ・ 入札公告文に記載のとおりとする。

#### **(9) 電子入札参加申込みの提出及び参加確認通知**

- ・ 電子入札で実施する工事については、電子システムにて手続きを行う。
- ・ 電子入札参加確認通知はシステム確認行為であり、入札参加資格の確認は別途開札終了後に落札候補者のみ実施する。

#### **(10) 技術提案書の受付・確認**

- ・ 入札参加者は、入札公告文及び入札説明書で求められた技術提案書を定められた様式にて書面で公共工事契約課長あて郵送する。
- ・ 技術提案書の様式が一部でも不足している場合は、総合評価審査委員会事務局（技術管理課）が直ちに総合評価審査委員会に諮り、入札参加を認めない旨の通知を入札執行者に依頼し、入札執行者は入札参加者に通知する。

#### **(11) 技術提案書のとりまとめ・整理及び評価（案）の作成**

- ・ 総合評価審査委員会事務局（技術管理課）及び本庁事業担当課は、提出された技術提案書をとりまとめ・整理するとともに、評価基準に基づき、公正に審査・評価し、評価（案）を作成する。

#### **(12) 第2回総合評価審査委員会の開催及び学識経験者への意見聴取**

- ・ 総合評価審査委員会は、総合評価審査委員会事務局（技術管理課）及び本庁事業担当課が作成した評価（案）について審査する。
- ・ 学識経験者への意見聴取については、第1回学識経験者への意見聴取において、改めて意見を聴く必要があるとされた場合に実施する。

#### **(13) 技術提案書審査通知**

- ・ 総合評価審査委員会事務局は、総合評価審査委員会及び学識経験者への意見聴取により決定した事項を基に、入札参加者に入札参加の可否及び技術提案の採否（提案を認めない、協議事項とする等）の通知を入札執行者に依頼し、入札執行者は入札参加者に通知する。

#### **(14) 入札**

- ・ 入札参加者は、提出した技術提案書の内容を加味した見積根拠資料を作成し、入札を行うものとする。

#### **(15) 落札候補者の決定方法**

- ・ 入札執行者は、技術評価点（基礎点（標準点）＋加算点）を入札額で除して、評価値（技術評価点／入札額）を算出する（「7. 評価方法」参照）
- ・ 落札候補者の決定については、次に掲げる要件のすべてに該当する入札者のうち、評価値の最も高い者とする。

- (1) 入札額が予定価格の制限の範囲内（予定価格が5千万円未満の場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）にあること。

(2) 入札に係わる性能等が、入札公告及び入札説明書等において明示した技術的要件における最低限の要求要件をすべて満たしていること。

※評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定するものとする。

#### (16) 第3回学識経験者への意見聴取

- ・ 総合評価審査委員会事務局は、各入札参加者の技術評価点、入札額、評価値（技術評価点／入札額）を学識経験者へ送付する。

#### (17) 入札参加資格の確認

- ・ 入札執行者は、落札予定者の参加資格申請書を審査・確認し、落札者を決定する。

## 4. 総合評価落札方式の選択

工事の特性（技術的な工夫の余地）に応じて、以下に示す簡易型、標準型、高度技術提案型の中からいずれかの型式を選択する。

### (1) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事に適用。

施工計画と企業の施工実績等の技術提案書の提出を求め、技術評価と入札額を併せて総合的に評価を行うもので、最も多くの工事に適用している。工事の現場状況などを踏まえ、適切かつ確実に施工する能力をもっているかどうか評価する。

簡易型は、工事規模・内容等により3タイプに細別する。

#### ・ 『簡易型①』

技術提案書で、施工計画（工程管理、品質管理、安全管理、施工管理）の中から2項目（品質管理①、品質管理②など同一項目を採用する場合もある。）及び企業の施工実績等（工事成績評定点、表彰他）を求め、入札額と併せて総合的に評価する。

#### ・ 『簡易型②』

土木一式工事及び建築一式の格付けBランクにおいて試行実施する型式。

技術提案書で、施工計画（工程管理、品質管理、安全管理、施工管理）の中から2項目（品質管理①、品質管理②など同一項目を採用する場合もある。）及び企業の施工実績等（工事成績評定点他）を求め、入札額と併せて総合的に評価する。

#### ・ 『簡易型③』

土木一式工事の格付けCランクにおいて試行実施する型式。

技術提案書で、施工計画（工程管理、品質管理、安全管理、施工管理）の中から1項目及び企業の施工実績等（工事成績評定点他）を求め、入札額と併せて総合的に評価する。

### (2) 標準型

技術的な工夫の余地が大きく、施工上の工夫等一般的な技術提案を求める工事に適用。

技術提案に係る項目（総合的なコスト縮減に関する項目、工事目的物の性能・機能の向上に関する項目、社会的要請に関する項目）及び企業の施工実績等の技術提案書の提出を求め、技術評価と入札額を併せて総合的に評価を行う。技術提案に係る評価内容は、工事目的物の強度、耐久性、環境の維持、交通の確保等が挙げられ

る。

標準型は、工事規模・内容等により4タイプに細別する。

・ 『標準型① (WTO)』

政府調達協定対象の工事とする。技術提案書で、技術提案に係る項目（総合的なコスト縮減に関する項目、工事目的物の性能・機能の向上に関する項目、社会的要請に関する項目）を求め、入札額と併せて総合的に評価する。

・ 『標準型①』

技術提案書で、技術提案に係る項目（総合的なコスト縮減に関する項目、工事目的物の性能・機能の向上に関する項目、社会的要請に関する項目）及び企業の施工実績等（工事成績評定点、表彰他）を求め、入札額と併せて総合的に評価する。

・ 『標準型②』

技術提案書で、技術提案に係る項目（総合的なコスト縮減に関する項目・工事目的物の性能・機能の向上に関する項目、社会的要請に関する項目〔安全管理、施工管理に特化〕）及び企業の施工実績等（工事成績評定点、表彰他）を求め、入札額と併せて総合的に評価する。

・ 『標準型③』

技術提案書で、施工計画（工程管理、品質管理、安全管理、施工管理）の中から4項目（品質管理①、品質管理②、安全管理、施工管理など同一項目を採用する場合もある。）及び企業の施工実績等（工事成績評定点、表彰他）を求め、入札額と併せて総合的に評価する。

(3) 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きく、高度な技術や優れた工夫を含む技術提案を求める工事に適用。

技術提案に係る評価内容は、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性（維持管理の容易性）等、環境の維持、景観等が評価項目として挙げられる。

【評価型式と技術的工夫の関係】

建設工事 (舗装を除く) 5千万円以上	適用外 (災害等の 応急工事)	簡易型①	標準型③	標準型②	標準型①	標準型① (WTO)	高度技術 提案型
舗装工事 1千万円以上		簡易型①	標準型③				

低 ← 技術的工夫の余地 → 高

## 5. 評価項目・評価内容・配点等

評価項目・評価内容・配点等については、工事ごとに入札公告及び入札説明書等に記

載する。また、発注分野毎の標準例として、評価項目・評価内容・配点等を記載した落札者決定基準を技術管理課のホームページに掲載し公表する。

落札者決定基準（標準例）の決定にあたっては、「2. 標準的な実施手順」のとおり行っている。

評価方式ごとの加算点については下表のとおり。

タイプ名	加算点（点）		
	技術提案に係る項目 又は施工計画	企業の施工実績等	計
高度技術提案型	70	—	70
標準型①（WTO）	50	—	50
標準型①	43	7	50
標準型②	32	8	40
標準型③	24	10	34
簡易型①	12	10	22
簡易型② （格付けBランク試用）	8	9	17
簡易型③ （格付けCランク試用）	4	7	11

また企業の施工実績等の内訳及び選択区分は下表のとおり。

		標準型① （WTO以外）	標準型②	標準型③	簡易型①	簡易型② （格付けBラ ンク試用）	簡易型③ （格付けCラ ンク試用）
企業 の 施 工 実 績	工事成績評定点	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	表彰	◎	◎	◎	◎	×	×
	ISO9000,14000 システム認証取得	×	◎	◎	◎	◎	×
配置技術者の実績		◎	◎	◎	◎	◎	◎
地域精通度 本店等の所在地		×	×	◎	◎	◎	◎
社会・地域貢献 災害協定の締結		×	×	◎	◎	◎	◎

配置技術者の理解度	◎	◎	○	×	×	×
-----------	---	---	---	---	---	---

◎：必須対象      ○：工事規模・内容等により選択      ×：対象外

## 6. 技術提案書の審査

### (1) 総合評価審査委員会による審査

- ・ 技術提案書の審査・評価（案）は、担当事務所への聞き取り調査等も含めて、本庁担当事業課（室）、総合評価審査委員会事務局（技術管理課）により作成する。
- ・ 技術提案書の審査・評価（案）は、総合評価審査委員会で審査する。
- ・ 審査・評価（案）作成及び総合評価審査委員会時は、恣意性を排除し、中立かつ公正な審査を適切に行うため、技術提案に係る項目又は施工計画（様式8-1～8-9）については会社名等が特定できないように匿名（A社、B社・・・）で行う。技術提案のヒアリングを行う場合も同様に会社名等が特定できないように配慮をする。また、秘密保持のため、複写した技術提案書については回収・廃棄する。

### (2) 審査により欠格となる事由

#### ① 技術提案書提出時

- ・ 工事名・工事番号が適正でない場合
- ・ 会社名が記載されていない場合や押印がない場合
- ・ 提出期限までに提出されない場合
- ・ 提出書類の様式が一部でも不足している場合
- ・ 配置予定技術者の氏名が記載されていない場合

#### ② 技術提案書審査時

技術提案をもとめる項目について

- ・ 施工計画の記載内容が適正でない（未記載を含む）場合、又は提案を求める事項が1つでも欠落している場合
- ・ 当該工事の工事条件に合致していない内容が含まれている場合
- ・ 提案書の内容が単に刊行物のコピーを添付するなど、入札参加者独自の提案が確認できない場合
- ・ 加算点の合計が、減点により0点を下回る場合

#### ③ 技術提案ヒアリング実施時

総合評価審査委員会が、「配置予定技術者が技術提案書の記載内容を全く理解していない」と判断した場合

### (3) 技術提案の採否の審査結果の通知

入札執行者は、総合評価審査委員会の審査結果を受けて、技術提案書の採否の審査結果を入札参加者に通知する。

### (4) 技術提案の採否に対する説明

技術提案書が採用されず入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、入札執行者に対し通知の日を含む5日以内（奈良県の休日を含める（平成元年奈良県条例第三十二号）第1条に規定する県の休日を含めない。）に説明を求めることができる。この場合においては、説明をもとめることを記した書面（様式自由）を入札執行者

まで持参すること。郵送又はメール・ファックス等の電送は受付しないものとする。  
説明を求められた場合は、原則書面にて回答する。

## 7. 評価方法

### (1) 評価値の算出と落札予定者の決定

入札額が予定価格の制限の範囲内にあるもの(予定価格が5千万円未満の場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内にあること)のうち、評価値の最も高いものを落札予定者とする。

評価値の算出方法としては、次に示す除算方式とする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札額}} = \frac{\text{基礎点(標準点)} + \text{加算点}}{\text{入札額}}$$

標準点 : 100点

加算点 : 技術提案書を審査・評価し算出した点

このとき、評価値は整数部2桁、小数点以下第3位まで算出(第4位以下切捨)とする。ただし、最も評価値の高い者の評価値は整数部2桁とするため、その他の入札参加者が整数部1桁となった場合の評価値は、整数部1桁、小数点以下第3位まで算出(第4位以下切捨)とする。

## 8. 技術対話等(高度技術提案型)

### (高度技術提案型における技術提案の改善)

高度技術提案型において、技術提案の内容に最低限の要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、技術対話(ヒアリング)において提案者の意図を確認したうえで必要に応じて改善を文書にて要請し、技術提案の再提出を求める。

なお、最低限の要求要件や施工条件を満たさない事項があり、技術対話(ヒアリング)後もその改善がなされない場合には欠格とする。

### (高度技術提案型における予定価格の作成)

高度技術提案型における予定価格は、入札参加希望者からの技術提案・見積根拠資料をもとに、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるように予定価格を作成することができる。

よって、予定価格の算定は、技術評価点の最も高い技術提案に基づくことを基本とする。

## 9. 契約後の措置

- ・ 発注者は、受注者が施工計画書において、総合評価落札方式で技術提案した内容(履行の確認方法を含む。)を盛り込んでいることを確認する。
- ・ 発注者は、技術提案審査通知書で協議事項とした通知事項について、速やかに受注者と協議する。

- ・ 発注者は、工事期間内において受注者が施工計画書を遵守しているか確認する。
- ・ 受注者の技術提案履行により工事費が増額する場合においても、自然災害等の不可抗力の場合を除き、発注者は設計変更等を原則行わない。
- ・ 受注者の責により総合評価落札方式で技術提案した内容が満足できない場合は、工事成績評定において評定点を減ずる。この場合の減点は、審査項目「8. 総合評価技術提案」の項目において10点減することとする。
- ・ 配置予定技術者の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ、工事成績評定において評定点を減ずる。この場合の減点は、審査項目「7. 法令遵守等」の項目において配置技術者の同等以上と認められない途中交代による減点として10点減することとする。

## 10. 情報公開

### (1) 入札公告時

手続きの透明性・公平性を確保するため、総合評価落札方式に関する落札者決定基準については、あらかじめ入札公告・入札説明書等に明示する。

### (2) 落札者決定後

総合評価落札方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、落札決定日の翌日に以下の事項を公表（入札執行者において閲覧、及び公共工事契約課のホームページに掲載）する。

- ・ 落札業者名
- ・ 入札参加者の技術評価点及び内訳
- ・ 入札参加者の入札額
- ・ 入札参加者の評価値

ただし、入札参加者の技術評価点の内訳については、技術提案に係る項目又は施工計画の項目毎の得点（各提案における評価の内容を含む。）と、企業の施工実績等の合計得点とする。

※ ガイドラインの内容は、入札制度の改革や総合評価落札方式の拡充や見直し等により、随時変更する。

※ 農林部発注工事の一部の工事を除き、本ガイドラインに準拠する。